

平成27年 第1回

仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成27年1月30日

閉 会 平成27年1月30日

仁 木 町 議 会

## 平成27年第1回仁木町議会臨時会議事日程

---

◆日時 平成27年1月30日（金曜日）午前10時30分 開会

◆場所 仁木町役場 3階議場

---

### ◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 行政報告

日程第6 議案第1号 平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について

日程第7 議会運営委員会委員長報告

日程第8 報告第1号 総務経済常任委員会審査報告書

## 平成27年第1回仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成27年1月30日 午前10時30分  
 閉 会 平成27年1月30日 午後 4時26分

議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

## 出席議員（9名）

1 番 野 崎 明 廣 2 番 住 吉 英 子 3 番 嶋 田 茂  
 4 番 宮 本 幹 夫 5 番 大 野 雅 義 6 番 林 正 一  
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 横 関 一 雄 9 番 山 下 敏 二

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	林 典 克	教 育 次 長	嶋 井 康 夫
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(泉 谷 享)
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 課 長	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(林 典 克)
ほ け ん 課 長	川 北 享	監 査 委 員	中 西 勇
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

## 議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 浜 野 崇  
 議 事 係 主 任 松 岡 亜 希

## 開 会 午前10時30分

---

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、平成27年第1回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、5番・大野君及び6番・林君を指名します。

---

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日1月30日、金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本臨時会には、議案1件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の契約変更については、即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日、1月30日金曜日。会期は、開会が1月30日、閉会が1月30日の1日限りといたします。

最後に、その他事項として、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、1月30日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日、1月30日の1日限りとすることに決定しました。

---

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から例月出納検査報告書、平成26年度第9回、第10回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、平成26年第4回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。

輝かしい新年を迎えた1月5日には、仁木消防団の新春出初式が行われ出席してまいりました。また、11日には成人式に出席し、議会を代表して挨拶を行ってまいりました。今年の本町における新成人は29人で、成人式には町外者6名を含む27名が出席し、20歳の晴れの門出にあたり祝意を申し述べてまいりました。15日には吉田先助氏の叙勲祝賀会に出席し、議会を代表し祝辞を述べてまいりました。吉田様におかれましては、これからも健康にご留意されまして、町政発展のためご尽力を賜れば幸いです。

続いて、広域連合議会の開催状況について報告します。北後志消防組合議会及び北後志衛生施設組合議会の臨時会が12月25日に開催され、私が出席してまいりました。後志広域連合議会は1月28日に臨時会が開催され、広域連合議会議員であります横関副議長から復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、私の諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成27年第1回仁木町議会臨時会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成27年第1回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、山下議長、横関副議長をはじめ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらずご参集を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。また、中西代表監査委員、高木教育委員長、天野農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

先程、臨時会開催前に、山下議長に対しまして、平成26年度北海道社会貢献賞（自治功労者）表彰状の伝達式が行われましたが、皆さんご承知のとおり、自治功労者表彰は町村議会議員及びその関係者が、議会活動を通じて、地方自治の進展のために大きな役割を果たしていることを高く評価され、その功労に報いるために表彰されるものであります。中国の古い言葉で汗馬の労という言葉がありますが、汗馬の労とは戦場での功労やあることのために広く駆けずり回る苦労のことを意味します。山下議長におかれましても、今日まで町民の代表として仁木町の発展のために長い間奔走されてきたわけですが、これまで

の議員活動の中では、並々ならぬご苦勞をされてきたこともあったかと想像いたします。私や議員の皆さんも、政治によって生きるのではなく、政治のために生きる者の1人として、町民のため、町の発展のために更なる高みを目指していただきたく存じます。山下議長には今後も益々ご活躍されますことをご期待しますとともに、改めてこの度の受賞を心からお祝いを申し上げる次第であります。

さて、本題に戻りますが、本臨時会には、上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について、議案1件のみを提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成27年第1回仁木町議会臨時会開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。大規模災害時の連携協定締結について、申し上げます。北後志6市町村の小樽、積丹、古平、余市、赤井川及び仁木町と陸上自衛隊第11旅団第11特科隊との間で、地震や津波、風水害など大規模災害時の連携協定を締結することとし、1月23日に小樽市役所で行われた締結式に、私が出席いたしました。締結式には、陸上自衛隊から関口第11特科隊長と6市町村長が出席し、突発的な大規模災害発生により通信手段が途絶した場合には、陸上自衛隊は人命救助を優先し、市町村からの派遣要請を待たず自主的に救援活動を開始するほか、市町村の災害対策本部設置場所に人員を派遣し、連絡体制を構築するなど、初動対応の仕方が盛り込まれた協定書を交わしました。関口隊長からは、「地域住民の暮らしを守るために、常に即応体制を取り、災害発生時は任務をやり遂げたい」と挨拶があり、今回の協定で連携が更に強化され、地域の安心安全が図れることが期待されております。

行政報告は以上であります。別途お手元には防災行政無線設計変更の概要（議案第1号関連）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、開会にあたりましてのご挨拶と行政報告に代えさせていただきます。

○議長（山下敏二）佐藤町長の行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

## 日程第6 議案第1号

### 平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について

○議長（山下敏二）日程第6、議案第1号『平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号でございます。『平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について』、平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。平成27年1月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、議決年月日及び議案番号は、平成26年6月2日議決、議案第1号であります。内容といたしまして、事項名、変更前の契約金額が2億5110万円（うち消費税及び地方消費税分1860万円）となっております。また、変更後の契約金額が2億5223万4000円（うち消費税及び地方消費税分1868万4000円）となっております。

詳細につきましては、鈴木企画課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）議案第1号、平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について、ご説明申し上げます。

町の条例によりまして工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならないことから、平成26年6月2日開催の平成26年第3回仁木町議会臨時会におきまして、議決をいただいたところでございます。現在、町内各所に防災行政無線の戸別受信機を設置しているところでございますが、電波が出ている親局又は中継局から電波の受信状態が弱いところに設置するダイポールアンテナが当初予定しておりました480本から更に60本必要となったことから、契約金額に変更が生じるため、今臨時会に上程したものでございます。

お手元に配布してございます議案第1号資料、防災行政無線設計変更の概要をご覧ください。表紙をめくっていただきたいと存じます。防災行政無線設計変更の概要でございます。室内に設置する戸別受信機に内蔵されておりますロッド型で受信する設置数が120の減でございます。ダイポール型アンテナにつきましては、60本増でございます。理由といたしましては、実施設計の段階では、エリアごとの伝搬調査を実施したところでございますが、実際に工事を行う際の実測等による建造物の挿入損失を想定した上で、室外設置やダイポールアンテナを判断しておりましたが、工事実施の段階で現地で再精査のため、電波の調査を行ったところ、鉄筋コンクリート造りやサイディング、鉄板造り等の建物につきましては、受信状態が弱く、年間を通しての安定的な受信が困難であるとのことから、一般家庭で32台、事業所で13台の計45台、また、戸別受信機は1施設原則1台としておりますが、社会福祉施設で生活スペースや職員の待機場所にも設置したいというご希望がございましたので、その分15台を加え計60台増となるものでございます。その下の3素子八木型につきましては、屋外に柱を設置するものでございますが、4か所で変更はございません。その下の表でございますが、設計変更前の設計金額は2億6046万3600円でございます。その下の設計変更前の請負代金額は2億5110万円となっております。落札率はその下でございますが、96.4%でございます。設計変更後の設計金額は2億6164万800円でございます。落札率96.4%を乗じまして設計変更後の請負代金額は2億5223万4000円となるものでございます。なお、差引でございますが、設計金額は117万7200円、請負代金額は113万4000円となるものでございます。その結果、請負代金額が113万4000円の増となるものでございます。なお、ダイポールアンテナにつきましては下の方にですね、図を示しておりますが、ダイポール型空中線と申しまして、ケーブルの先に2本の直線状の導線（エレメント）を左右対象につけたダイポールアンテナで得た電波を放射し変換するための装置でございます。親局または中継局から35dB以下の電波が弱い建物に設置するということでございまして、今回60本を追加させていただきたいというものでございます。なお、工期につきましては、平成27年2月27日でございます。変更はございません。説明は、以上でございます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）1番・野崎です。ちょっと今の説明の中でちょっとお伺いをしたいと思います。現状の工事が今続いている状況の中で、2月27日が工期ということをお聞きしました。その中で今後まだ増えるという可能性があるのかなのか。その辺をちょっと1点、お伺いをしていきたいと思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）今回の変更につきましては、工期終了を見越しての数値ということでございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）見込みの中で考えられている60か所っていう、増設ということですが、本来であればきちんとした形の中で積算をしていかなければ、またこのような状況が発生するのかなという考えも出てきます。また、この480個から60個増設、これにおいてもやっぱり設計段階で、やはり非常に不備があったんではないかなという感じもしております。普通RCの建物においてはコンクリートということで、なかなか受信はしない、しかし、モルタル、サイディング等においては、ある程度の受信は可能な状況だと思います。それがやはりエリア的に受信されないということ自体が、設計段階でちょっと不備があるのかなという感じも見受けられますので、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、平成25年度に行いました実施設計委託業務の中で、電波伝搬調査を行ってございます。実施期間は、平成25年8月19日から21日までの間、町内延べ39か所におきまして、電波の受信状態を調査したものでございます。その調査に基づきまして、受信状態のエリアごとにですね、ダイポール型空中線が必要なところ、3素子八木型が空中線が必要なところ、あるいは必要でない屋内受信機ロッド型のアンテナだけで済むというそういった区分けをしてございます。その中で建物等の構造によりまして、増える部分についても加味して規定の建物に入ってくる際にですね、電波が弱まるということ想定した上で積算したというものでございます。説明は、以上でございます。

○1番（野崎明廣）議長。

○議長（山下敏二）野崎君。

○1番（野崎明廣）今説明をいただいたんですけども、非常にこう後からこうやって金額が変わってくるということに対しても、やはりその辺はきちんと設計の段階で把握されるものだと思いますし、本体自体がそれだけ受信が弱いのかどうか、その周波数だとかいろんなものがあると思います。その辺に対してもやはりきちんと普通木造とかそういうものに対してはある程度の周波数があればキャッチできると思いますけれども、本体自体がそれだけの容量がないのか、また、各エリアに支柱が立ちましてそのアンテナ等の容量が弱いのか、そういう点も考えられますがその辺どうなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございます。先程も申しましたとおり、平成25年8月に行いました電波の伝搬調査におきまして、仁木町役場屋上に設置する電波を受信できるかどうかということで町内各所で調査を行ってきております。その際、只今のご指摘のとおり、建物に入ってくる部分の減損率を考



慮いたしまして、エリアごとの区分の他に当初よりもその分ですね、見込んだ額を試算したところではございますが、当初見込んでいた数よりも、今回60多くなったということでダイポールアンテナ数が不足してしまったという結果になったものでございます。役場から発射される電波につきましては、中継局を大江に1か所、そして銀山にも1か所置きまして、そこから各地域で受信できる状態を作っております。そのそういった調査をしたというものでございます。また、建物の中に入ってくる際、電波が弱まるというご指摘につきましては、そのとおりでございまして、それも加味したところではございますが、今回このように35dB以下の電波の弱いところで、更に室内のロッド型アンテナだけではですね、受信が弱いということで、ダイポール型のアンテナを設置し、屋内においてもきちんと受信できるような体制を整えるというもので、今回上程したものでございます。以上でございます。

○5番（大野雅義）議長。

○議長（山下敏二）大野君。

○5番（大野雅義）5番・大野です。今の話ですけれども、話を聞いていると設計から何からすべてこうやられているにもかかわらず、今こういう問題が出てきているということについては、これは完全に設計ミスということでないですか。今になってまたこの金額がって言ったら、まだまだ増えてくるんでないかという予想もします。そういう中で、じゃあこれはやっぱりそれを受けてくれたんだから受ける業者に、やっぱり設計ミスなんですか、これ。そうは思いませんか。鈴木君、どう思います。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、実施設計の段階では伝搬調査を受けまして、受注した業者と役場担当とも十分協議した上で、積算した経過がございます。しかし、建物の構造上そういった形で実際に設置をする際の再精査の段階で、新たにこのような形になったということでございます。以上でございます。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

**休 憩 午前10時57分**

**再 開 午前10時59分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

質疑を引き続き行います。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）3番・嶋田です。今、課長の答弁を聞いていますと、何か良くわからないんですよ。実際にこの設計段階でも業者というのは、多分いろいろなことをやってきて、いろんな状況下も分かっていたと思うんですよ。そういう中ですね、住宅、やり始めてから住宅がどういう構造でどういうふうになっていたら入らないだとか、そういうのって業者が把握していたんでないんですか、課長。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、平成25年度8月に行いました電波伝搬調査の報告を受けながら業者の報告と併せまして、担当者にもその報告内容、説明の報告内容の説明を受け、そして

実際に実施設計に当たる軒数等について、協議を重ねていったものでございます。戸別受信機を室内で受信する場合につきましては、建造物による挿入損失と申しますけれども、それが10ないし20dB想定されるという説明は受けておりました。建物で使用する建築資材によりまして、挿入損失を平均で15dB想定して試算し、ダイポールアンテナを480という数値を実施設計として定めたものでございます。建造物によりまして挿入損失が当初見込んでいた数よりも多かったというご指摘でございますが、そういったことで、担当としてもですね、協議をした結果での試算数値ではあったんですけども、そういった点では見込みが甘かったと言わざるを得ないというふうに思っているところでございます。説明は、以上でございます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）3番・嶋田です。それであの見込みが甘かったってここで言われてもね、そうなるも当然、町長、副町長にも責任が出てくるんですよ。実際2億5000万以上のものでやっている中でね、業者とこの今こうなる部分できちんと話してあるんですか、今現時点で。業者にいやなんでこうなんだとかって言うようには聞こえないんだけど、ただ言われたとおりに言っているみたいなんだけど、町として業者に追求するべきではないんですか。

○企画課長（鈴木昌裕）議長。

○議長（山下敏二）鈴木企画課長。

○企画課長（鈴木昌裕）只今のご質問でございますが、平成25年度の実実施設計業務の関係につきましては、町が発注した業者と随時打合せをしながら、実施設計を定めてきたところではございます。実施設計段階では、一般的にエリアによる測定ということが基本となるということで考えられておりました。室内設置、そのエリアによりまして室内設置、ダイポールアンテナを判断しているということでございます。更に、先程から説明してございます建造物への挿入損失を勘案して、世帯数を積算したというものでございます。それにつきましては、今回資料にもございます室内におきまして35dBが得られるかどうかということで、それ以下になる数が発生したことから、60本のダイポールアンテナが必要ということになったものでございます。説明は、以上でございます。

○副町長（美濃英則）議長。

○議長（山下敏二）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）この防災行政無線に関しましては、只今企画課長から説明がありましたけれども、これにつきましては平成25年に実施設計を行い、その仕様、いわゆる設計内容につきましては、屋外でのエリアによる電波調査を実施したということでもあります。今年度に入りこの事業を実施するにあたり、各家庭において戸別の受信の取付工事を実施してまいりましたけれども、それは電波調査を室内で行いながら進めていくという工事でありまして、予想以上にですね、受信状況が悪い所だとか、あるいは電波が弱いというところが見つかり、設計変更を余儀なくされたということでもあります。いろんな意見が出ておりますけれども、今回このようにですね、工事段階で設計変更をせざるを得なくなったことに対しましては、大変遺憾に思っておりますし、また、申し訳なく思っております。しかし、町民の生命と財産を守るための防災対策上から必要なため、この工事請負契約の一部変更についてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山下敏二）暫時休憩します。

**休 憩 午前11時06分**

---

**再開 午後 1時00分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

只今議題となっています、議案第1号『平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について』は、議会運営委員会委員長報告では、即決審議との報告でありましたが、総務経済常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について』は、総務経済常任委員会に付託し審査することに決定しました。

暫時休憩します。

**休憩 午後 1時01分**

---

**再開 午後 4時11分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

**日程第7 議会運営委員会委員長報告**

○議長（山下敏二）日程第7『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）議会運営委員会決定事項について、報告いたします。

1月30日金曜日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の追加議案の取り扱い等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件が追加で付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第8、報告『総務経済常任委員会付託案件審査報告書』につきましては、本日、1月30日に委員会付託された議案1件の報告を受けた後、即決審議でお願いいたします。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

**日程第8 報告第1号 総務経済常任委員会審査報告書**

○議長（山下敏二）日程第8、報告第1号『総務経済常任委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務経済常任委員長（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林委員長。

○総務経済常任委員長（林 正一）総務経済常任委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書の1ページでございます。報告第1号、総務経済常任委員会審査報告書。本委員会に付託された次の事件の審査結果を、別紙のとおり報告する。平成27年1月30日、仁木町議会総務経済常任委員会委員長 林 正一。議案第1号、平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について。

次に、2ページでございます。総務経済常任委員会審査報告書。本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告します。事件の番号は、議案第1号。付託年月日、平成27年1月30日。件名、平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について。審査の結果、可決すべきものと決定。平成27年1月30日でございます。

次に、3ページでございます。総務経済常任委員会審査報告書の概要について、説明申し上げます。付託案件でございますが、議案第1号、平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について、平成27年第1回仁木町議会臨時会付託（平成27年1月30日付託）でございます。付託案件の内容でございますが、町は、上記契約を一部変更したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。委員会の開催年月日は、平成27年1月30日でございます。委員会出席者及び仁木町議会委員会条例第18条の規定による出席者は、記載のとおりでございます。また、事務局の出席者についても記載のとおりでございます。決定事項、質疑を経ての審査結果は、全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。本委員会において、以上のとおり決定したので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告します。平成27年1月30日、仁木町議会議長 山下敏二様。仁木町議会総務経済常任委員会委員長 林 正一。以上でございます。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。林委員長、自席へお戻りください。

これより、討論・採決を行います。それでは、議案第1号『平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について』の討論を行います。討論はありますか。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（山下敏二）議案第1号に対する委員長の報告は、「可決」であります。

したがって、「可決」に反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）次に、「可決」に賛成者の発言を許します。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）8番・横関です。議案第1号につきまして、賛成討論を述べさせていただきます。

この仁木町防災行政無線事業につきましては、審議した結果ですね、防災無線ということで、委員会では賛成を、皆さんされました。ただし、この変更につきまして、企画課並びに町側にですね、やはりこういうその契約の仕方を、今後きちんとした契約の仕方をさせていただきますようお願いいたします。当然、

この契約についてはですね、1つの契約ではできない事業内容であることがですね、分かっているにもかかわらず予算の組み方をしたということで疑問が残っております。そういうことをですね、踏まえまして、今後とも注意をしていただきまして、防災無線ですね、町民のために、議会もですね、良いということで判断した中で、工事もあらかた経過しているということで、この問題につきましては、賛成をいたしますが、今後の予算のあり方をきちんとですね、精査した中で取り組んでいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下敏二）他に討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、「可決」です。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山下敏二）「起立多数」です。

したがって、議案第1号『平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について』は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 4時22分**

**再 開 午後 4時22分**

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成27年第1回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。本臨時会に提案いたしました案件につきまして、総務経済常任委員会に付託された経緯となりましたが、議員各位の慎重なるご審議の下ご可決賜り、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

今年も早いもので、既に1月が終わろうとしております。本年は春に統一地方選挙を控え、夏には仁木町町議会議員選挙もあります。皆様にとりましては多忙な1年になるかと予想されますが、いずれにせよ今年行われる選挙の結果が仁木町の未来につながるものであっていただきたいと願うところであります。先般、第4代仁木町長でありました中村吉保氏がご逝去されました。昭和から平成へと時代が移り変わった激動な時代の中、故人の残された多大なるご功績に敬意と感謝を表するとともに、この場をお借りして心よりご冥福をお祈りいたします。中村元町長が就任されたのが今から28年前、当時本町の人口も5000人を切り、人口減少に歯止めをかけるべく、仁木町企業促進条例が制定されるなど、第3期仁木町総合計画に描かれた町の未来図は、現在と比較してどのようなものになりましたでしょうか。少子高齢化、過疎化が急速に進み、町の財政は年々縮小され、下降の一途をたどっておる状況ではありますが、いかなる厳し

い時代を迎えようとも農業振興という熱い思いを伝承したことは、時代が変わった今日においても本町にとりまして大きな財産として残っております。これから国も地方創生を推進していく中で、今こそ各自治体の力が試されている時でありますので、農業という大きな武器で今後の厳しい時代を戦い抜ける準備をしてまいります。また、本議会でも賜りました様々なご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に反映してまいり所存でございます。

結びに、まだまだ寒さ厳しい日が続くと存じますが、くれぐれもご自愛くださいますことをご祈念申し上げますとともに、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本臨時会の閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○議長（山下敏二）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。平成27年第1回仁木町議会臨時会を閉会します。

ご審議、大変ご苦勞様でした。

閉 会 午後 4時26分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 平成27年第1回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 平成27年1月30日(1日間)  
( 開会 ~ 午前10時30分 / 閉会 ~ 午後4時26分 )

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について	H27.1.30	委員会付託
報告第1号	総務経済常任委員会審査報告書		
	付託議案第1号 平成26年度仁木町防災行政無線整備工事請負契約の一部変更について	H27.1.30	原案可決